

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-54
提出年月日	2023年8月24日

島根原子力発電所2号炉

運転上の制限を満足していることを
確認するための事項について

2023年 8月
中国電力株式会社

運転上の制限を満足していることを確認するための事項について

運転上の制限を満足していることを確認するための事項については、各条文に確認頻度を定めるとともに、第71条（運転上の制限の確認）の表71に確認の間隔を延長できる時間を定めている。

新規制基準対応として追加した第65条の確認事項において、「3箇月に1回」、「1年に1回」および「2年に1回」という頻度を新たに設定したことから、第71条の表71に以下のとおり反映する。

表71

頻 度		備 考
保安規定に定める頻度	延長できる時間	
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。
24時間に1回	6時間	<u>時間単位の間隔で確認する。</u>
毎日1回	—	所定の直の時間帯で確認する。
1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。
1箇月に1回	7日	<u>日単位の間隔で確認する。</u> なお、1箇月は31日とする。
<u>3箇月に1回</u>	<u>23日</u>	<u>日単位の間隔で確認する。</u> なお、3箇月は92日とする。
<u>1年に1回</u>	<u>92日</u>	<u>日単位の間隔で確認する。</u> なお、1年は365日とする。
<u>2年に1回</u>	<u>182日</u>	<u>日単位の間隔で確認する。</u> なお、2年は730日とする。
1,000MWd/tに1回	250MWd/t	

延長できる時間については、プラントの状態等（過渡状態、保全活動等）を考慮し、ある一定の裕度（25%）をもって設定されていることから、以下のとおりとする。

- ・「3箇月に1回」：92日×0.25＝「23日」
- ・「1年に1回」：365日×0.25≒「92日」
- ・「2年に1回」：730日×0.25≒「182日」

なお、「1年に1回」および「2年に1回」の確認事項は機能確認であり、別途、動作確認を「1箇月に1回」または「3箇月に1回」の頻度で実施していることから、この延長できる時間を適用したとしても機器の健全性は確認可能である。

以上